

地域医療情報発信等業務委託

プロポーザル審査要領

令和 8 年 4 月

岩手県保健福祉部医療政策室

この「プロポーザル審査要領」は、岩手県（以下「県」）が実施する「地域医療情報発信等業務委託」に係る情報発信等業務（以下「本業務」）の受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、地域医療情報発信等業務委託事業者選定審査会において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」）から提出された業務提案書等について、下記3で定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等により行う。なお、審査は書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。
- (2) 審査委員会は業務提案書等により、下記3で定める審査基準に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとの評点を合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。
- (3) 総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等による審査を行い、審査項目1項目あたりの平均得点（全審査員の評価点合計÷審査委員数÷5項目）が中位点以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査基準

- (1) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は下表のとおりとし、審査員1名当たり50点満点として審査を行う。

審査項目	着眼点	配点
業務遂行能力及び類似業務の実績	ア 確実に業務を遂行できる体制が整っているか イ 類似業務の企画実績は、本事業を委託するのに十分なものであるか	10点
地域医療普及啓発事業企画内容	ア 企画方針・方向性は、本事業の目的に合致しているか イ 評価すべきオリジナルな視点があるか	10点
地域医療基本法(仮称)企画内容	ア 企画方針・方向性は、本事業の目的に合致しているか イ 評価すべきオリジナルな視点があるか	10点
「地域医療を担う医師の確保を目指す知事会」企画内容	ア 企画方針・方向性は、本事業の目的に合致しているか イ 評価すべきオリジナルな視点があるか	10点

費用積算内訳書(経費)	ア 費用は予算の範囲内で適切に積算されているか	10点
-------------	-------------------------	-----

(2) 得点の計算方法

上記の各審査項目について、下表の区分のとおり10点満点で評価し、当該審査項目における得点を計算する。

評点	評価
10点、9点	非常に優れた提案である
8点、7点	優れた提案である
6点、5点	妥当である【中位点】
4点、3点	やや不十分である
2点、1点	不十分である

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。